

産業廃棄物収集運搬業許可証

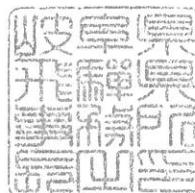
住 所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏 名 有限会社丸武産業
代表取締役 杉下 勝司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 小島 光則



許可の年月日 令和5年11月28日

許可の有効年月日 令和12年11月27日

複写厳禁

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、鉱さい

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(2) 積替え、保管を含む。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所在地

岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1 外4筆

(2) 保管面積

21.63m²

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

許可番号 02111037800

(4) 保管上限

51.07m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成 11年 12月 13日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

平成 13年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成 17年 7月 4日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

平成 18年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成 18年 11月 29日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

平成 20年 6月 25日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

平成 23年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成 28年 3月 7日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成 28年 11月 28日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

平成 29年 12月 22日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

平成 31年 1月 15日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

令和 4年 1月 25日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

令和 5年 11月 28日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

5 積替え許可の有無 有 · 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 · 無